



野外焼却は禁止です!!

廃棄物の野外焼却は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）で禁止されています。



廃棄物を焼却するときは、法律で定められた構造の焼却設備を使用し、定められた方法により行わなければなりません。（裏面参照）

違反すると、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金（又はこの併科）が科せられ、未遂であっても罰せられます。法人の場合は、3億円以下の罰金が科せられます。



基準を満たさない焼却炉、ドラム缶、ブロック囲み、掘った穴での焼却などは法律違反になります。

野外焼却禁止の例外	具体例
① 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却	河川敷の草焼き（河川管理者）、漂着物等の焼却（海岸管理者）
② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却	災害等の応急対策、火災予防訓練、凍霜害防止のための稲わらの焼却（凍霜害防止のためであっても、廃タイヤの焼却はこれに含まれません。）
③ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	正月のしめ縄・門松等を焚く行事（とんど焼き）、塔婆の供養焼却
④ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	焼き畑、畔の草及び下枝の焼却、漁網にかかった海産物の焼却（廃ビニールの焼却はこれに含まれません。）
⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	落ち葉焚き、たき火、キャンプファイヤー

（これらの場合でも、周辺地域の生活環境に配慮して行う必要があります。）

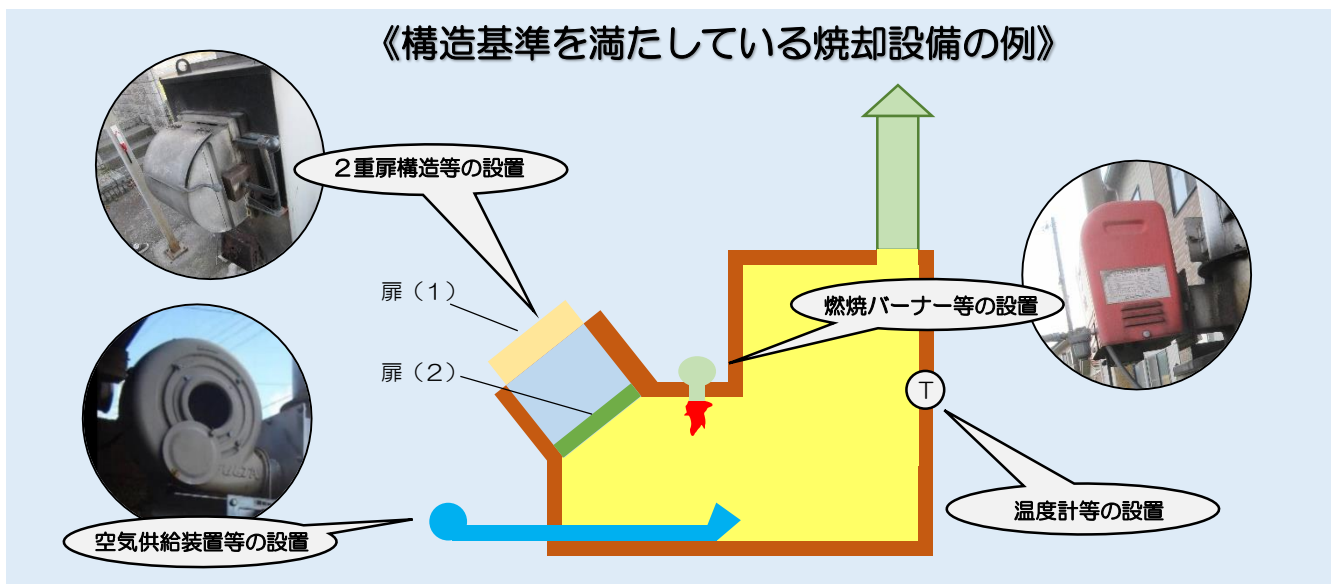
(焼却施設の構造基準)

- ◎ 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガスの温度が800℃以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
- ◎ 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。(空気供給装置等の設置)
- ◎ 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室内に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。(2重扉構造等)
- ◎ 燃焼室内の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。(温度計等の設置)
- ◎ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。(燃焼バーナー等の設置)

(焼却の方法)

- ◎ 煙突の先端以外から焼却ガスが排出されないように焼却すること。
- ◎ 煙突の先端から火炎又は黒煙が排出されないように焼却すること。
- ◎ 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

《構造基準を満たしている焼却設備の例》



問合せ先

担当課	所在地	電話番号	管轄区域
備前県民局 地域政策部環境課	岡山市北区弓之町6-1	086-233-9805	玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町
備中県民局 地域政策部環境課	倉敷市羽島1083	086-434-7007	笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
美作県民局 地域政策部環境課	津山市山下53	0868-23-1243	津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町

※岡山市及び倉敷市の区域については両市にお問い合わせください。